

令和5年度生駒市アンテナショップおちやせん  
「チャレンジ商品」事業実施要領

1 目的

生駒市アンテナショップおちやせん（以下「アンテナショップ」という。）内において、生駒市内で創業を目指す者又は創業後3年以内の者の商品等（以下「チャレンジ商品」という。）のテスト販売を行う。生駒市内で、新しい取り組みに前向きな事業者の発掘を行う。

2 概要

(1) 内容

「チャレンジ商品」をアンテナショップで3月末まで販売する。

(2) 募集商品

対象となるチャレンジ商品は、出品者が企画・開発・製造または、企画・開発した商品とする。

原則として、次に掲げるものはチャレンジ商品の対象としない。ただし、必要に応じて協議の上、対象とすることができる。

- ① 1商品の大きさが高さ25cm×奥行35cm×幅30cmを超えるもの
- ②においが強いもの
- ③大きな音のでるもの
- ④過去に生駒市アンテナショップおちやせん（生駒市北新町10番36-304 ベルテラスいこま3階）（以下「おちやせん」という。）において出店・販売の実績があるもの

(3) 募集期間及び販売期間

募集期間：令和6年2月末まで

販売期間：①令和6年3月1日～3月14日

②令和6年3月15日～31日

募集事業所数：各3事業所

(4) 事業者及び商品の選定

認定を受けようとする者は、募集期間中に、認定申請書及び「チャレンジ商品エントリーシート」をアンテナショップ（生駒市北新町10番36-304 ベルテラスいこま3階）内のアンテナショップ運営事業者（以下「運営事業者」という。）に提出するものとする。その際には、事業計画（創業を目指す者）、開業届出（個人事業主の場合）、法人登記（法人の場合）を添付する。運営事業者は、申請のあった商品認定について、協議し選定する。

(5) 販売方法

基本、アンテナショップの販売事務委託。チャレンジ商品の販売場所は、アンテナショ

ップが指定する場所とする。

(6) 費用 (出店者負担)

①チャレンジ商品についてのアンテナショップの販売事務手数料 (販売価格の10%)  
の負担。

②商品の製作に係る費用・商品の搬入・搬出に係る費用

③その他、チャレンジ商品に係る費用

(7) その他

チャレンジ商品事業について疑義が生じた場合は、運営事業者と協議する。

(7) チャレンジ商品のメリット

- ・アンテナショップでテスト販売ができる
- ・アンテナショップの販売事務手数料 (販売価格の20%→10%)
- ・販売期間中、商品に対するお客様の意見や売上を報告

3 申込方法

チャレンジ商品エントリーシートをダウンロードし、必要事項記入の上、生駒商工会議所  
地域振興課へ提出してください。

《お問合せ》

〒630-0257

奈良県生駒市元町1-6-12 生駒セイセイビル6F

生駒商工会議所 地域振興課

TEL: 0743-74-3515

FAX: 0743-74-9185